平成 28 年度
公共施設マネジメント調査研究
（研究モデル事業）
追加募集　応募の手引き

（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉（以下、財団という）では、市町村（特別区を含む。以下同じ）における公民連携の推進を支援すべく、「公共施設マネジメント調査研究」を実施しております。今年度も「公共施設マネジメント*」に取り組む市町村を「モデル市町村」として募集いたします。事業の具体的な内容や申請の手続きの方法につきましては、こちらの手引きでご確認ください。

*「公共施設マネジメント」とは、保有する公共施設等を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理、活用する取り組みであり、公共施設等で提供されるサービスの運営も含むものをいいます。

＜ 目 次 ＞

1　事業目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　事業概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
①対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
②対象事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
③助成内容等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
④公共施設マネジメント調査研究会との共同研究 ・・・・・・・・・ 3
⑤財団への協力等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3　申込方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
①申請手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
②申請書提出期限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
③審査結果通知（内示） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4　事業採択後の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
①契約書案の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
②交付決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
③実績報告書等の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
④実績報告書の提出期限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
⑤助成金の支払い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

一般財団法人
地域総合整備財団〈ふるさと財団〉
Japan Foundation For Regional Vitalization

1　事業目的

市町村においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日総務大臣通知）により「公共施設等総合管理計画」を平成 28 年度までに策定することが求められています。

加えて、国の方針として PPP/PFI の積極的な活用が掲げられているものの、先行して公共施設マネジメントに取り組む市町村においても具体的な民間活力の導入について十分に検討がされていない状況にあります。

当事業は、公共施設マネジメントを推進するため、民間のノウハウを活用した新たな公共施設マネジメントについて、研究モデル事業によるケーススタディを行い、研究成果を全国に発信することを目的としています。

2　事業概要

財団が組織した「公共施設マネジメント調査研究会」において、民間ノウハウの活用を含めた新たな公共施設マネジメントについて、モデル市町村によるケーススタディを行い、研究成果を全国に発信するものです。

【研究モデル事業のスキームイメージ図】

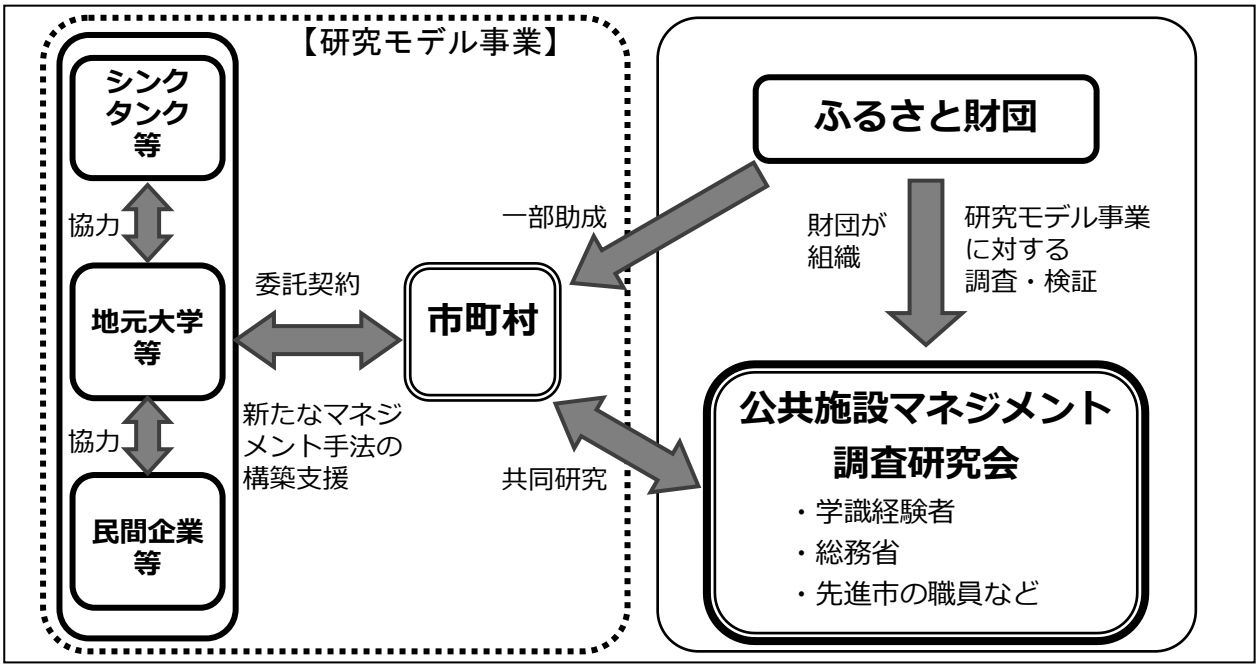

（1）財団は研究事業目的に合致した「研究モデル事業」を公募し、採択した市町村（以下、モデル市町村という）に事業費用の一部を助成します。

（2）モデル市町村は、「研究モデル事業」の内容及び進捗状況について「公共施設マネジメント調査研究会」に報告をします。研究会は報告された内容をもとに調査・検証を行い、モデル市町村とともに新たな公共施設マネジメント手法を検討します。

（３）「公共施設マネジメント調査研究会」は、「研究モデル事業」の検討内容をもとに公共施設マネジメントの推進方策について報告書として取りまとめ、全国に発信いたします。

①対象者

対象者は、以下の要件を満たす市町村とします。

（１）平成 28 年度に研究モデル事業を実施すること。

（２）事業の実施に当たり、民間事業者または大学と業務の委託契約を締結するもであること。

（３）当該事業に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること。

②対象事業

対象事業は、事業目的に合致する事業で、以下に掲げる事業とします。

（１）策定済み（素案段階を含む）の「公共施設等総合管理計画」に基づき実施されるマネジメントの手法の高度化を図る事業

（２）公共サービスの維持・向上や財政負担の軽減に資する公民連携手法を検討する事業

（３）市町村域を超えた広域的なマネジメントの仕組みを検討する事業

（４）インフラ部門のマネジメントの手法の高度化を検討する事業

（５）地方公会計の活用を通じてマネジメントの仕組みの高度化を検討する事業

（６）その他、財団が特に必要と認める事業

※研究モデル事業という観点から、採択にあたっては以下の事項についても審査します。

・特定の公共施設や限定された地区のマネジメントではなく、保有する公共施設全体を幅広く対象とした取り組みであること。

・当該市町村に限定されるような、特殊性の高い課題への取り組みではなく、取り組みの成果が多くの市町村で活用できるような取り組みであること。

・他の市町村で既に行われている取り組みではなく、民間活用の新たな取り組みなど、先進性のある取り組みであること。

・庁内体制や大学・民間企業との連携が整備されており、事業目的を達成できる実現可能性の高い取り組みであること。

③助成内容等

対象事業件数	１市町村程度
助 成 金 額	１事業　７００万円以内（助成対象事業に係る契約金額の２／３以内）
対 象 期 間	平成２８年４月１日　～　平成２９年２月２０日まで
助成対象経費	市町村との契約金額の総額

※市町村と民間事業者または大学との契約に対して助成します。市町村以外との契約は助成の対象外となります。

※助成対象となるのは契約に係る経費のうち、対象期間内の人件費、旅費、その他事業の履行に必要な経費とし、公共施設の維持管理、修繕、建設、除却等にかかる費用は含みません。

④公共施設マネジメント調査研究会との共同研究について

（１）公共施設マネジメント調査研究会

財団では、公共施設マネジメントにおける市町村に共通する課題について、専門的な観点から検討を行い、その成果を市町村に提供するため、公共施設マネジメント調査研究会（以下、研究会という）を設置しています。

市町村及び民間事業者または大学には、研究会との共同研究の一環として、年１～２回程度、財団の要請に応じて、研究会に出席し、研究モデル事業について報告を行っていただきます。

研究会では、対象事業の概要、現在の進捗状況、成果等をご報告いただくとともに、意見交換に参加していただき、その内容を対象事業にフィードバックしていただきます。

※財団は、公共施設マネジメント調査研究会への出席に要する費用は**負担しません**。

⑤財団への協力等

研究モデル事業の実施及びその検証に当たり、必要に応じて、市町村及び民間事業者または大学に対し、「情報提供」や「会議等への参加」を依頼いたします。

また、研究モデル事業で得られた成果は報告書としてまとめ、財団より全国の市町村に向けて発信させていただきます。モデル市町村及び民間事業者または大学には、当事業終了後にも協力を依頼することがあります。

3　申込方法

①申請手続き

研究モデル事業の申請をする市町村は、以下の書類を財団に提出してください。

（１）公民連携調査研究（研究モデル事業）申請書（様式第１号）

（２）公民連携調査研究（研究モデル事業）調書（様式第２号）

（３）事業計画書（様式第３号）

（４）その他参考となる資料

【申請に当たっての留意点】

✓財団へ直接提出していただくほか、別途、都道府県への報告を要します。

✓申請様式は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

財団ホームページ　　http://www.furusato-zaidan.or.jp/

公民連携ポータルサイト　　http://www.furusato-ppp.jp/

✓様式各号については電子データでの提出も併せてお願いいたします。

メール送付先　　kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp

✓その他、様式第２を補足する資料として、下記の資料についても送付してください。

総合計画（振興計画）、公共施設白書、施設整備方針、整備更新計画、都市計画マスタープラン、用途地域図、市勢要覧、市町村の概要が解る資料

②申請書提出期限

平成２８年５月２７日（金）財団必着

✓当初募集に対する交付決定が対象事業数及び助成予定総額を下回ると見込まれる場合には、再度募集を行うこともあります。

✓再度募集を行う場合を除き、期限後の提出は理由如何を問わず受け付けません。

③審査結果通知（内示）

財団は、申請書の提出があったときは、研究モデル事業として採択するか否か審査を行い、その結果を市町村に通知します。なお、必要に応じて現地調査又は関係者の面接を行う場合があります。

※来団面接の場合、費用は市町村の負担となります。

４　事業採択後の手続き

①契約書案の確認

モデル市町村は民間事業者又は大学との契約内容が合意に至った際、**契約締結前に、**財団へその契約書案を提出していただきます。財団では、契約書案が申請書の内容と合致しているか、また、以下の事項が記載されているか、審査を行います。

（契約書又は仕様書に記載が必要となる事項）

- ✓契約当事者の住所及び氏名
- ✓事業目的
- ✓契約金額
- ✓契約保証金
  （市町村に別途規定がある場合不要）
- ✓契約代金の支払い方法
- ✓監査及び検査
- ✓契約解除
- ✓紛争解決方法
- ✓管轄裁判所
- ✓契約を変更する際、財団の事前承諾が必要となる旨
- ✓連携先を含む全体的な実施体制と役割分担
- ✓事業スケジュール（予定）

※財団は契約の手続き等に要する費用は負担しません。

②交付決定

財団は、市町村から提出された契約書案について適当と認めた際、助成金の交付決定を行い、その結果を市町村に通知します。この交付決定後に、市町村は民間事業者又は大学との契約締結を行うことが出来ます。

また、市町村は契約締結後、速やかに契約書（写し）を提出して下さい。

なお、交付決定前に提出された「契約書案」と、実際に締結した「契約書」が異なる場合は、交付決定を**取消**します。

③実績報告書等の提出

モデル市町村は、研究モデル事業が完了した時は、速やかに以下の実績報告書及び成果物を財団まで直接提出していただきます。

（１）公共施設マネジメント調査研究（研究モデル事業）実績報告書(様式第４号)

（２）公共施設マネジメント調査研究（研究モデル事業）完了確認調書（様式第５号）

（３）公共施設マネジメント調査研究（研究モデル事業）助成金交付請求書（様式第６号）

（４）その他事業の成果を説明できる資料

④実績報告書等の提出期限

平成２９年３月３日（金）財団必着

⑤助成金の支払い

財団は、モデル市町村から実績報告書等の提出について、審査を行い、適正と認めた場合、助成金の交付を平成 29 年 3 月 31 日までに交付いたします。

【手続きフロー図】

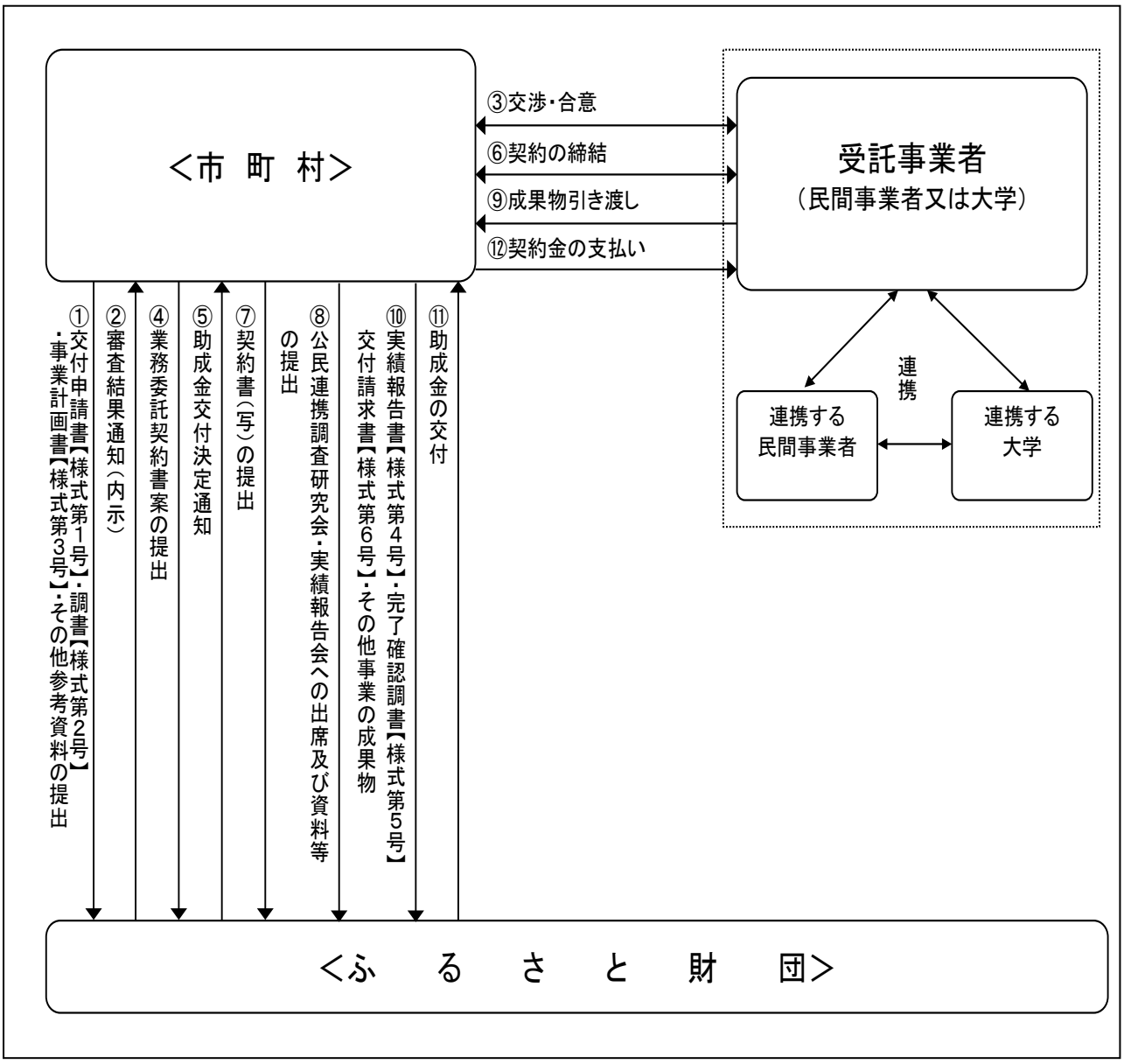

本事業に関するお問い合わせ先

（一財）地域総合整備財団〈ふるさと財団〉
開発振興部開発振興課　岡田、平松
〒102-0083
東京都千代田区麹町 4-8-1
麹町クリスタルシティ東館 12 階
Tel 03-3263-5758
Fax 03-3263-7423
E-mail kaihatsu-ka@furusato-zaidan.or.jp